

オープンカウンター説明書

千葉県が発注する物品の購入等（印刷の請負及び交換による取得を含む。）において、オープンカウンター（オープンカウンター実施要領第2条に規定するオープンカウンターをいう。）を行う場合の取扱いについては、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）、千葉県物品集中調達事務取扱要領及びオープンカウンター実施要領に定めるもののほか、この説明書の定めるところによるものとする。

1 オープンカウンター参加者に必要な事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等」に基づき、物品等入札参加業者適格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (3) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、「物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等（昭和57年12月1日制定）」に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれていないこと。
- (4) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に基づく指名停止及び「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」に基づく入札参加資格除外措置並びに県との取引制限措置を受けている日が含まれていないこと。
- (5) (1) から (4) までに定めるもののほか、物品の性質により、地域要件等の参加資格要件を定めることがある。
- (6) その他調達案件によっては、技術資料等の提出を求める場合がある。

2 見積書の提出

- (1) オープンカウンター参加者は、仕様書、契約書案等を熟覧の上、原則として電子入札システムにより仕様書に示した日時（以下「見積書提出期限」という。）までに見積書を提出しなければならない。

ただし、自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、電子入札システムで見積書が提出できない場合は、直ちに管財課に連絡し了解を得た後に、紙見積方式参加届出書（オープンカウンター実施要領別記第1号様式）及びオープンカウンター見積書（同要領別記第2号様式）を作

成の上、見積書提出期限までに持参又は送付（郵便（書留郵便に限る。）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（送達確認ができるものに限る。）をいう。以下同じ。）により、総務部管財課に提出しなければならない。

なお、仕様書、契約書案等に疑義があるときは関係職員に説明を求めることができる。

- (2) (1) ただし書きの場合において、見積書は、直接提出する場合は封筒に入れ封かんし、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、案件番号、案件名称及び「見積書在中」と朱書しなければならない。

送付により提出する場合は二重封筒とし、見積書の中封筒に入れて封かんの上、当該中封筒の封皮には、直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「見積書在中」と朱書しなければならない。

- (3) オープンカウンター参加者は、見積書を提出した後は、開封前後を問わず、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) オープンカウンター参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、オープンカウンターを公正に執行することができないと認められるときは、当該オープンカウンター参加者をオープンカウンターに参加させず、又はオープンカウンターの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) オープンカウンター参加者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸費用を含めた金額を見積もるものとする。
- (6) 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額、ただし、単位当たり価格の場合は端数処理は行わない。）をもって決定金額とするので、オープンカウンター参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を見積書に記載すること。

3 同等品による参加

- (1) 仕様書に参考品を提示している場合で、同等品によるオープンカウンター参加を希望する場合は、見積書提出前に同等品の申請を行い、承認を得るものとする。
- (2) 同等品の申請は、同等品申請書（オープンカウンター実施要領別記第3号様式）により作成し、当該案件の公開日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の午後5時まで

に、持参、送付又はファクシミリにより総務部管財課に提出すること。

- (3) 同等品の申請があった場合は、当該案件の公開日から起算して5日目(閉庁日を除く。)までに、承認の可否を連絡するものとする。

4 無効な見積書

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載及び押印に不備がある見積書
- (3) 見積書の提出期限までに提出されなかった見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (6) 明らかに談合であると認められる見積書
- (7) その他オープンカウンターの参加条件に違反して提出した見積書

5 契約の相手方の決定

- (1) 見積書の開封は、見積書提出期限の翌開庁日に行い、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とし、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額をもって決定金額とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定する。
- (3) 契約の相手方を決定したときは、電子入札システムから電子メールにより、オープンカウンター参加者全員に見積結果通知書を発行した旨を通知するものとする。オープンカウンター参加者は、電子入札システムにより速やかに見積結果通知書の内容を確認するものとする。

6 再度オープンカウンター

- (1) 見積書の開封の結果、予定価格に達する者がいない場合は、別に指定する日時において再度オープンカウンターを行う。
- (2) (1)の場合において、再度オープンカウンターの回数は原則として1回までとする。
- (3) 見積書が無効になった者は、再度オープンカウンターに参加できないものとする。

7 契約保証金

免 除

8 契約の締結等

- (1) 契約の相手方に決定した者は、決定の日から7日以内に契約しなければならない。
ただし、契約書の作成を省略する場合がある。
また、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の相手方に決定した者が、(1)に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、契約の相手方に決定した者はその効力を失う。
- (3) 契約の相手方に決定した者が正当な理由がなく契約を辞退した場合、入札（オープンカウンターを含む。）参加を禁止し、入札参加資格を取り消すことがあるので、注意すること。

8 その他

- (1) オープンカウンター参加者は、見積書提出後、この説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。
- (2) 契約担当者は、必要があるときは、オープンカウンター参加者から見積金額の内訳書の提出を求めることができる。
- (3) オープンカウンター参加者は、仕様書、契約書案等に疑義があるときは、千葉県管財課ホームページ「オープンカウンターのページ」に掲載された「質問事項書」により、当該案件の公開日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の午後5時までに、持参、送付又はファクシミリにより総務部管財課に提出すること。
回答については、当該案件の公開日から起算して5日目（閉庁日を除く。）までに、入札情報サービス内の当該案件の詳細ページに掲載するため、確認を怠らないよう注意すること。